

大規模小売店舗立地法に基づく意見書の概要の公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第8条第1項の規定により意見書の提出がなされたので公告する。

平成21年12月7日

滋賀県知事 嘉田 由紀子

- 1 大規模小売店舗の名称および所在地
(仮称)平和堂新安曇川店 高島市安曇川町西万木 55 番ほか
- 2 提出された意見の概要
高島市からの意見
一般廃棄物収集について、市の収集に対応可能な要領と構造にすること。
- 3 提出された意見の縦覧場所および縦覧期間
 - (1) 縦覧場所
滋賀県県民文化生活部県民生活課県民情報室 大津市京町四丁目 1 - 1
滋賀県商工観光労働部商業振興課 大津市京町四丁目 1 - 1
滋賀県高島環境・総合事務所総務課 高島市今津町今津 1758
高島市産業循環政策部商工観光課 高島市新旭町北畑 565
 - (2) 縦覧期間 平成21年12月7日から平成22年1月7日まで